

食安監発第0229008号
平成20年2月29日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品全部監視安全課長通知）により取り扱っているところです。

先般、通関業者から動物検疫所川崎分室に対して、東京港に到着した牛肉（かた肉等）のコンテナに、発注していない牛肉（もも肉）が25箱含まれていた旨、連絡がありました。

現在、米国側に詳細な調査と再発防止措置の実施を要請しているところであり、別途通知するまでは、下記の施設から出荷された貨物について輸入届出済証の交付を保留するようお願いいたします。

記

出荷施設：スミスフィールド社 トレソン工場（施設番号267）

平成20年2月29日
農 林 水 産 省

米国産牛肉（もも肉）の混載事例について

- 1 2月28日、通関業者から動物検疫所川崎分室に対して、東京港に到着した牛肉（かた肉等）のコンテナに、発注していない（衛生証明書に記載がない）牛肉（もも肉）が25箱含まれていた旨の連絡がありました。

（注）貨物の概要

出荷施設：スミスフィールド社トレソン工場（アリゾナ州）
輸入者：住友商事株式会社
品目：① 発注した品目
冷凍牛肉（かた肉等）
② 発注していない品目
冷凍牛肉（もも肉）
数重量：① 1,194箱、約20トン
② 25箱、約0.7トン

※ なお、動物検疫所において、当該25箱を開梱し確認したところ、特定危険部位の混入等の問題は確認されませんでした。

- 2 上記貨物を含め、当該施設から出荷された貨物については、輸入手続を保留するとともに、28日、在京米国大使館に対し、当該事例について月齢も含めた事実関係を早急に確認するとともに、詳細な調査の実施を要請したところ、本日、当該事例について、米国農務省からの第一報として、当該牛肉（もも肉）は30か月齢以下の牛由来であることは確認できたが、20か月齢以下の牛由来であるとの確認は出来なかったとの連絡がありました。
- 3 厚生労働省及び農林水産省は、米国政府による詳細な調査結果の報告を受けるまで、当面、当該施設からの輸入手続の保留を継続することとしました。

【問い合わせ先】

連絡先：農林水産省消費・安全局
動物衛生課
代表：03-3502-8111(内線4581)
直通：03-3502-5994
担当：片貝

当資料の農林水産省ホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/jpress/>

連絡先：厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
代表：03-5253-1111(内線2455)
直通：03-3595-2337
担当：森田